

第 1 章 1 級の答案の作成方法

◇ 2026年 2 月現在で公表されている試験要綱

1 級・2 級・3 級の範囲に該当する法律および関連法令から出題される。

この点、3 級の出題範囲は、「3 級公式テキストの基礎知識と、それを理解した上での応用力が問われる。」とされており、2 級の出題範囲は、「3 級の範囲および2 級公式テキストの基礎知識と、それを理解した上での応用力が問われる。」とされている。

従って、1 級の出題範囲は、「3 級・2 級の公式テキストの基礎知識とそれを理解した上での応用力が問われる。」ということになる。

1. 出題形式と試験時間

1 級の出題形式は、C B T 方式(テストセンターでの P C で行う試験での論述問題)の試験で、定められた試験日時(2026年度は12月 6 日)での全国共通の統一の論述試験である。

試験時間は、「共通問題× 2 問一午前中90分・選択問題 4 問中 2 問選択一午後90分」となっている。

2. 合格ライン

共通問題・選択問題の200点を満点とし、各問題ごとに50%以上でかつ合計点が140点をもって合格とする。

3. 出題範囲

①共通問題(2 問必須)

民法および商法・会社法を中心に、できるだけ全業種に共通して発生することが考えられる法律実務問題を出題するとされている。

②選択問題(4 問中 2 問選択)

特定の業種に関連する一定の法律をクローズアップして出題するとされている。法務実務の担当者が遭遇するであろうさまざまな場面を想定して出題される。

具体的には、以下の事例などにより実務対応能力を試験するものとされている。

(a) 取引上のトラブルを処理

- ・ 直接、取引の相手方との法的処理方法の検討
- ・ 株式会社の仕組み
- ・ 他部門(営業部門・購買部門など)の担当者からの相談案件についての処理など

(b) 取引関係に立たない第三者とのトラブルを処理

- ・ 自社施設内での事故・交通事故・エンドユーザーの事故処理方法の検討
- ・ 不動産・知的財産権等の権利保全ないし権利を侵害するものとして責任追及された場合の法的処理方法の検討など

(c) 法務関係の上司や弁護士などの専門家に法的トラブルの顛末・処理方法を報告

- ・ 一定の雑多な事実関係を法的に過不足のない形で整理した上で、法的実務処理の選択およびその理由、想定される相手からの反論およびそれに対する再反論を検討および、業務報告書の作成など

(d) 予防法務的観点からトラブルになりそうな問題に対応

- ・ 合併による組織変更や持ち株組織の形成、企業間競争を促進する独禁法の弾力的運用など最近の企業環境の変化に対し、法的問題点を発見
- ・ 追加関連情報を収集
- ・ 関係者への状況・対応方法などの指示・報告
- ・ 行政(監督機関など)への対応

◇ 実戦的な答案の作成方法

1. 六法について

試験会場に市販の六法（書籍のみ：電子版は不可）を持ち込むことは認められている。また、持ち込み可能な六法の複数使用は認められている。

但し、① 判例付き六法は禁止。

② 書き込みのある六法は禁止。もっとも、ボールペンやラインマーカーなどでのアンダーラインは書き込みには含まれない。

(1) 普通の学習の際に使用する六法

1級の試験では、**法的根拠**も問われる。法的根拠は各法律の条文にある。従って、ビジ法1級の試験だけでなく、法律関係の記述式試験では、**条文の内容**の指摘、**条文の解釈**などが重要であり、そこでの学習は、条文に始まり、条文に終わると言っても過言ではない。そのため、普通の学習においては、**常に条文を引く**ことを心掛けなければならない。

このことからすれば、コンパクト系の六法(有斐閣のポケット六法、三省堂のデイリー六法など)が最適であるといえる。基本的にはいずれの出版社のものでもかまわないが、最新版(令和8年版)の六法を使用すべきである。

(2) タグを貼る

1級の試験では、各種の法律が出題される。そこで、学習効率を高めるために使用頻度の高い法律にはタグを貼ると便利である。

以下、タグを貼るべき法律名を記載する。

- ・ 民法
- ・ 会社法
- ・ 商法
- ・ 借地借家法
- ・ 動産債権譲渡特例法

- ・失火責任法
- ・製造物責任法
- ・自賠法
- ・民事訴訟法
- ・民事執行法
- ・民事保全法
- ・破産法
- ・民事再生法
- ・独占禁止法
- ・中小受託取引適正化法(取適法)
- ・不正競争防止法
- ・消費者契約法
- ・電子消費者契約法
- ・割賦販売法
- ・特定商取引法
- ・景品表示法
- ・個人情報保護法
- ・特許法
- ・著作権法
- ・商標法

など

(3) 試験会場に持ち込むべき六法

試験会場に持ち込む六法についても、基本的には、通常使用する六法で十分である。

- ① そもそも本試験で六法を引くのは、基本的に条文番号を確認するためである。本試験においては、条文番号の確認以外で六法を読み込まなければならない状態に陥ると、時間的な問題からも合格点(35点)を取る答案を仕上げることはかなり困難になる。

- ② 民法・会社法・商法等の特に重要な法律の特に重要な条文番号以外は、条文番号が抜けただけでは、致命的な減点とはならず、得点に大きく影響することはないようである。

すなわち、条文については、民法、商法、会社法などの基本法律については、原則として指摘すべきである(ex. 民法415条、会社法362条4項1号など)。

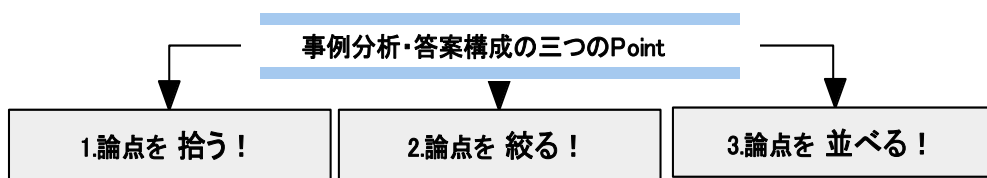
また、問題によっては、条文番号を指摘するよう指示されている場合もある。従って、上記の主な法律以外の法律についても、できる限り指摘できるようにしておくことが望ましい。

要するに、六法については、試験会場で六法が使用できるということよりも、試験までの学習において、必ず六法で条文内容をチェックして、ポイントにアンダーラインを引く等を行うことにより、条文の内容を記述できるようにすることが重要であり、逆に、日頃の学習においてその作業をしておけば、おおよその条文番号は自然と身についてくるので、条文番号を覚えようと躍起になる必要はない。

- ③ 自分が使用している六法に記載されていない法律が出題されるのがどうしても不安であるという人は、精神的な安定のため、通常使用する六法以外に、各社の判例の付いていない中大型の六法や判例の付いていない知財法文集を持ち込むことも一つの方法である。

2. 答案構成

実際の答案作成については、いきなり答案を作成し始めてはいけない。きちんと**事例分析・答案構成**をしてから作成し始めるべきである。



- (1) まず、問題文を**事例分析**し、**論点を発見**することが必要である。

- ① 論点とは本来は、学説の対立点(論争点)を意味する。例えば、条文の文言の解釈について、争いがあり、判例(裁判所の解釈)、通説(支配的な学説)、多数説(多数の学者が支持する学説)、有力説(近時に支持を集めてきた有力な学説)などの対立がある場合である。1級の試験では、この点については、学説上の対立点に深入りはせず、**原則として、判例に従い整理することが重要**である。

ただ、1級の試験では、上記の本来の論点が出題されることはそれほど多くなく、①実務的な知識、②基本的な制度の内容や制度趣旨等が問われることが多いので、これらの知識についても論点として考えておけばよい。

- ② 事例分析については、必ず問題文を図式化し、事例の取り違い等のミス無くすようにする。図については、自分がわかりやすい図を作成する。講師の使う図に合わせる必要は全くない。この点、C B T方式の試験に変更された現在でも下書用紙は配布される(終了後に回収されるが)。
- ③ また、論点の発見に当たっては、できる限り広く、関係する法律について考える必要があるし、同一の法律についても、できる限り多くの規定について考える必要がある。

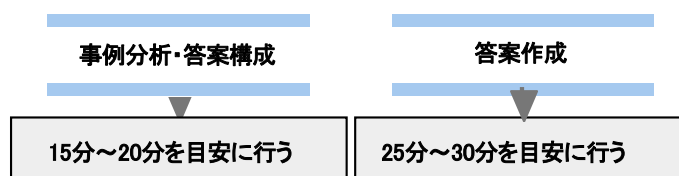
(2) 次に、事例分析によって発見した論点を、問題の出題意図に照らして、本問の解答につき重要か否かを検討する。つまり、**論点を絞る**作業が必要である。

- ① 論点を絞る際の視点は、問題の**出題意図をきちんと把握**することである。出題意図と関係のないことを論じても、点数は付かないし、場合によっては、減点対象となりかねない。また、出題意図と関係のない仮定を入れて解答をしても点数は付かない。従って、**問題文の事例をきちんと分析し、出題意図を正確につかんでいることが**、非常に重要である。

- ② 実際に、たくさんの論点を発見しても、時間内に仕上げるができなければ意味はない。時間内に仕上げるができないと判断した場合には、各論点の重要度を判定し、重要度の低い論点については、極めて簡潔な論述にしたり、場合によっては、思い切ってカットする勇氣を持つ必要がある。

(3) さらに、論点を絞っても、複数の論点が残るのが通常であるので、**各論点を論ずる順番を考える**必要がある。

(4) 以上の点についての時間配分のモデルは以下ようになる。



※ これは標準的なものであって、問題の難易度によってある程度時間の増減を行ってよい。しかし、事例分析・答案構成の時間はどんなに簡単な問題についても最低10分は行う。

3. 略字・略称について

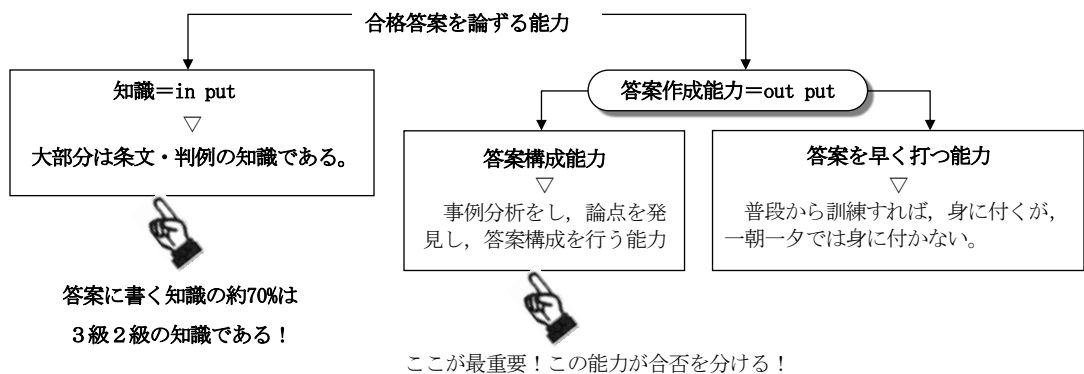
① 略字は使用しないようにする。

② 法律名については、公式テキスト(3級～1級)で使われている略称を使用しても、特に減点はない。

□ 具体例

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」⇒「独占禁止法」

◇ 実戦的な答案の論じ方



このように、最重要能力は答案構成能力であるが、この能力を身に付ける前提として、論点の知識を身に付けなければならない。

1. 論点の論証の仕方

(1) 論点の論証の重要性

答案の大部分は論点の論証である。従って、論点の論証ができない限り、合格はありえないということになる。

では、論点はどのように論じるべきか?

(2) 論点の論証の手順

法律の論文試験では、通常、「1. 事例分析・問題提起→2. 規範定立→3. あてはめ」という手順で、論点进行处理していく。

論点とは、前述したように、条文解釈などに争いがある点を意味するのが通常である。ただ、1級の試験では、このような論点自体が問われることもあるが、多くの問題は、当該問題を解答するのに必要な条文は何か自体が問われている。従って、1級の試験では、以下のことを意識して答案を作成することを心がけるべきである。

I 条文指摘問題

事例分析・問題提起⇒ 条文の内容(要件・効果)⇒ 問題文の事実⇒ あてはめ・結論

II 論点問題

条文の内容(要件・効果)⇒ 条文の内容(要件)の解釈⇒ 問題文の事実⇒ あてはめ・結論

↓

事例分析・問題提起⇒ 自説+理由(規範定立)

↓

判例の立場からの論述

◇ 事例分析・問題提起

⇒ 問題文の事例を要約し、当該論点が発生することを示し、当該論点がなぜ問題となるかを指摘する。但し、場合によっては、問題提起は省略してもいい。

◇ 規範定立(自説+理由)

⇒ 条文の解釈が必要な場合には、それについての自説と理由が必要であるが、理由は指摘できれば加点事由(アドバンテージ)となると考えてよい。自説(判例の見解)をしっかり論じるのがポイントである。

◇ あてはめ・結論

⇒ 自説(定立した規範)にあてはめる。その上で、問題文に対応した結論をきちんとまとめる！

(3) 具体例

Practice

X会社のセールスマンであるYは、X会社の自動車で、勤務終了後帰宅途中に、前方不注意により、Aと接触事故を起こしてしまった。Aは治療費等の損害について、X会社に対して民法715条に基づいて損害賠償を請求できるか。

【解説】

以下の解答例の

1. の部分は**事例分析**である。
2. の部分の第一段落が、**問題提起**である。
2. の部分の第二段落が、**規範定立**である。
3. の部分が**あてはめ**である。
4. の部分が**問題文に対応した結論**である。

【解答例】

1. 本件では使用者責任(民法715条)の成否が問われている。この点、ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(民法715条)。従って、使用者責任が認められるためには、①被用者に不法行為責任が認められること、②使用者・被用者間の指揮監督関係が存在していること、③被用者の侵害行為が使用者の事業の執行についてなされたことが必要である。

Aには治療費等の損害が発生しており、接触事故と損害との間に相当因果関係も認められ、Yはよそ見運転をしていたので、過失も認められる。従って、Yには不法行為責任が成立するので(民法709条)、上記要件①は満たす。また、YはX社の従業員であることから、上記②の要件も満たす。

2. 問題は要件③を満たすか、すなわち、Yが勤務時間終了後帰宅途中に本件接触事故を起こしたことが、「事業の執行について」にあたるかである。

この点、民法715条の「事業の執行について」とは、当該行為の外形から見て、被用者の職務の範囲内の行為に属するものと見られる場合をいうと解する(判例に同旨)。

3. 本件事故は、YがX社の自動車を運転中に起こしたものであることから、当該行為の外形から見て、Yの職務の範囲内の行為に属するものと見られる。従って、民法715条の③の要件も満たす。

4. 以上より、Aは治療費等の損害について、X社に対して民法715条に基づいて損害賠償を請求できる。

2. 合格答案のイメージ

上記が、論点の論証の基本形であるが、実際の問題では**条文の内容(要件・効果)**を指摘して、それに**あてはめる**ことが求められる問題が多い。**条文の内容(要件)の解釈**も重要だが、より重要なのは、その出発点となる**条文の内容(要件・効果)**を論ずることである。